

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について

国土交通省から標記について、周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は、別紙資料をご参照ください。

記

1. 概 要
国土交通省では、社会保険加入対策の強化に伴い、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、技能者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が進んでいるとの実態をうけ、令和2年度に「建設業の一人親方問題に関する検討会中間取りまとめ」を公表し、建設業界として取り組むべき道筋を打ち出したところです。
また、令和6年4月1日以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が適用されることから、請負人として扱うべき者であるかについてより適切な判断が必要となっていることから、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり改訂いたしました。
改訂した本ガイドラインは令和4年4月1日より適用します。
2. 通知資料
(1) (別紙) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改定等について (令和4年3月30日 国不建キ第39号)
(2) (別添) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (概要)
(3) (別添) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (本文)
(4) (別添) 参考資料
※全住協HPに掲載
3. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：田島 TEL 03-3511-0611

以 上